

一部ユニット型施設について

(指摘事項関係)

一部ユニット型施設に係る厚生労働省と自治体とのやりとり

○従来型・ユニット型混合施設に係る厚生労働省と自治体の考え方

- ▶平成18年頃から、複数の地方公共団体より、多床室とユニット型施設の合築施設を整備・指定することが可能かどうか問い合わせを受けた。
- ▶国としては個室ユニット型の整備を推進しているが、施設の指定権限を有しているのは地方公共団体であることから、従来型・ユニット型の合築施設の整備・指定については、最終的には地方公共団体の判断で行うことが可能である旨、厚生労働省から回答。
- ▶上記の回答を受け、地方公共団体としては、介護報酬について、新設の従来型・ユニット型の合築施設におけるユニット部分に対し、ユニット型の介護報酬が支払われるものと理解した。
- ▶従来型・ユニット型の合築施設に係る介護報酬の考え方につき、一部の地方公共団体からの照会を受け、基準の解釈通知の内容を確認する事務連絡を、本年3月24日で発出。

○「建築中」「改築」等の定義

- ・「建築中」「改修」「改築」「増築」等の定義については、通知上も限定しておらず、合理的な解釈を前提に、当該施設の指定権限を有する地方公共団体の判断による。

○平成21年5月28日の都道府県担当課長会議資料

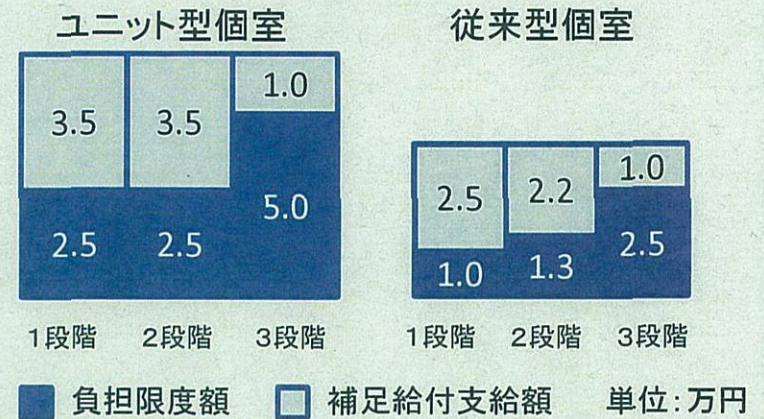
- ・「今回の緊急整備に当たって、各都道府県等において、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外の施設も含めて整備するという判断もあるものと考えている」

ユニット型と従来型の差異について

○介護福祉施設サービス費・ユニット型介護福祉施設サービス費

	従来型個室	ユニット型	差分
要介護度1	589単位	669単位	80単位
要介護度2	660単位	740単位	80単位
要介護度3	730単位	810単位	80単位
要介護度4	801単位	881単位	80単位
要介護度5	871単位	941単位	70単位

○居住費(所得段階別負担額)



ユニット型と従来型のケアの内容の差

①集団ケアと個別ケアの相違点

- ・従来型 → 集団ケア: 施設の定めるスケジュールに利用者が合わせるスタイル
 - ・ユニット型 → 個別ケア: 利用者のライフスタイルに個別に対応
- (参考)「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について 第五 9」より

職員が1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められる。

②①を反映した人員配置

- ・現状の介護・看護職員配置状況 → ユニット型 2:1 / 従来型 2.4:1 (平成21年「介護事業経営実態調査」より)
 - ・介護・看護職員合わせて 昼間常時1人以上/ユニット、夜間・深夜常時1人以上/2ユニット
 - ・ユニットケアリーダー研修受講者を各施設に2名以上配置(2ユニット以下の施設は1人でよい)
- ※研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは責任者を決めておくことで足りる。

(参考)介護保険法

第48条第1項より

「市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(略)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(略)について、施設介護サービス費を支給する。」

同条第2項より

「施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該施設サービス等に要する平均的な費用(略)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(略)の百分の九十に相当する額とする。」